

報告第 1 号

専決処分の報告について

令和 8 年（2026 年）2 月 1 0 日午後 4 時 4 0 分頃、城陽市寺田東ノ口地内の市道 2 2 2 号線において発生した都市整備部管理課職員運転の公用車による交通事故の損害賠償について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づき報告する。

令和 8 年 6 月 1 1 日報告

（2026 年）

城陽市長 村 田 正 明

専 決 処 分 書

交通事故の損害賠償について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和8年5月7日専決
(2026年)

城陽市長 村 田 正 明

交通事故に伴う損害賠償額の決定について

市は、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条による交通事故の損害賠償額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額
金、78,279円
- 2 損害賠償の相手方
城陽市在住者

参照条文

地方自治法（抜粋）

〔議会の委任による専決処分〕

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

- ② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

国家賠償法（抜粋）

〔公権力の行使に当る公務員の加害行為に基く損害賠償責任・その公務員に対する求償権〕

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行ううについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

- ② 略

参考資料

1 事故の概要

令和8年（2026年）2月10日午後4時40分頃、城陽市寺田東ノ口地内の市道222号線において、都市整備部管理課職員が公用車で北進中、市道2205号線を東進し、右折してきた相手方自転車と接触し、相手方自転車の運転者が負傷した。

2 事故後の対応

相手方の受傷程度及び双方の車両の損傷状況を確認し、相手方が未成年であったため保護者に連絡するとともに、救急車の要請及び城陽警察署に事故報告を行い、現場検証に立ち会った。

3 損害の程度

相手方 （人身損害） 右足首捻挫

当 方 （物件損害） 車両の左前方ヘッドライトカバーの損傷

4 相手方との示談経過

公益社団法人全国市有物件災害共済会を通して示談に向けた協議を行い、令和8年（2026年）5月7日に示談を行った。

参考資料

付近見取図

